

中間まとめに対する意見

平成 29 年 10 月 10 日

半田 昌之

- 美術館・博物館の機能強化と基盤整備の重要性
 - ▶ 国立館、都道府県立館、市町村立館、私立館が文化財の保存と活用の中核を担う施設として、それぞれの役割、機能を明確にした上で、現行制度の見直し及び文化財保護法上に制度的な位置づけることが必要ではないか。
 - ⇒例えば、文化財保護法と博物館法の「登録博物館」の仕組みとの関係を活用した博物館の組織運営に係る改善を図るなどの検討をしてはどうか。
 - ▶ 全国のセンター・ハブ機能としての国立館、地域のセンター的機能としての都道府県立館、地域の歴史文化情報の集積・発信拠点としての市町村立館、多彩な私立館など、多様な美術館・博物館の連携を促し、機能強化のための制度の充実が必要。
- 専門人材育成のための研修の更なる充実の必要性
 - ▶ 人材育成センターのような機能を新たに置き、研修体制の整備を図ることが効果的ではないか。
 - ⇒国は全国又はブロックの指導的立場な学芸員等の専門人材に対して、指導者育成の観点からも研修を行い、研修を受けた指導者が都道府県内及び市町村に広く内容を伝達する研修が行われることが文化財を保存・活用する人材の層を厚くすることが必要。
- 美術工芸品WGの論点整理に関する博物館からの意見
 - ▶ 今後の博物館の機能強化のために早急に対応が必要なこと
 - ・学芸員等の専門的な人材配置の強化
 - ・老朽化した施設のリニューアル
 - ・職員や学芸員等の専門性向上のための研修
 - ・上記の施策を実施するために必要な制度の整備
 - ▶ その他
 - ・特に専門的な人材配置の強化と施設の老朽化対策は早急に対応が望まれる。
 - ・規制を緩和、権限移譲するのであれば、各々の内容に応じて、保存・活用に差支えのない範囲で慎重な判断と対応が求められる。特に美術工芸品に携わる専門人材の配置については、制度の実効性を担保するためにも、例えば学芸員の資格を有した文化財の取扱いに習熟している専任の者2名以上の配置や、5年程度の経験がある者の配置といった条件を求めることなどの検討が必要と考える。
 - ・文化財の保存と活用という本題の発展的展開に向け不可欠な、具体の体制整備が進むことに留意し、文化財の公開だけを前提としたまとめにならないようお願いしたい。